大陸棚限界委員会における「係争海域」 に関する一考察

長岡さくら

はじめに

- 一 向かい合うか隣接する国家間の大陸棚境界画定とCLCS――手 続規則の検討――
 - 1 国連海洋法条約及び同附属書における規定
 - 2 CLCS手続規則における規定
- 二 「係争海域」の捉え方――CLCSの実行の検討――
 - 1 全関係国の同意がある申請
 - 2 一部関係国の同意がない申請

おわりに

はじめに

2011年4月5日,我が国選出の大陸棚限界委員会(以下,CLCS)委員である玉木賢策東京大学教授が,突如,同委員会第27回会合出席のため出張中のニューヨークにおいて逝去された。玉木委員は我が国の海洋地質学の第一人者であり,2002年6月に開催された第12回国連海洋法条約締約国会合(以下,SPLOS)においてCLCS委員に選出されて以来,CLCSに多大な貢献をされていた。我が国は2008年11月にCLCSに対し大陸棚の延長申請を行い,現在,小委員会が設置され審査が行われている真只中である。そのような正念場において,我が国が玉木委員を失ったことによる損失は計り知れないであろうことは,玉木委員の逝去に関して外務大臣による談話が発表されたことからも読み取れるであろう」。

しかし、このような事態が起ころうともCLCSの動きは留まることを知らない。現在もなお、まだ申請期限を迎えていない沿岸国からの申請は増すばかり

¹ 2011年4月7日付外務大臣談話(D-013)。国際連合日本政府代表部Web内, www. un.emb-japan.go.jp/jp/statement%20april7.pdf,参照のこと[2011年6月20日確認済]。

であり²、申請を終えたもののまだ小委員会さえ設置されていない申請が数多 くある³。このような状況の中、我が国が提出した申請についてようやく小委 員会が設置され、具体的な審査が始まっている。このことは拙稿において既に 触れた通りである⁴。

では、CLCSによる審査については手続上何の国際法上の問題もなく進められているのであろうか。上述の拙稿においては、この点をCLCSへの申請が他の国家(第三国)に与える法的効果・影響に着目して考察した。とりわけ、第三国を、申請国に対して航行利益以外を持たない国家と、大陸棚境界画定に影響を持つ、いわゆる向かい合っているか隣接する国家との二つに分類した。そして、国連海洋法条約第76条10項により向かい合っているか隣接する国家間の大陸棚境界画定の問題がCLCSの任務の権限外とされていることから、前者の、直接に大陸棚境界画定に影響を持たない第三国の対応にのみ着目して考察した。

しかし、直接に大陸棚境界画定に影響を持つ第三国が存在しない場合でも、CLCSは、最近の傾向では、影響を持たない第三国から意見表明があった場合にこれを「係争海域(disputed area)」かどうかの検討を行っている場合がある。これを踏まえ、本稿では、CLCSにおける向かい合っているか隣接する国家間での大陸棚境界画定に拘わる問題と「係争海域」との関係について考察することとする。以下では、まず第一に、向かい合っているか隣接する国家間での大陸棚境界画定に拘わる問題について条約及び関係規則上どのように規定されているかを概観し、第二に、当該問題についての申請国及び隣接する国々の国家実行及びこれに対するCLCSの実行について検討を行う。

² 2011年7月31日現在、総計57の大陸棚延長申請が行われている。

³ CLCSにおいて小委員会が設置されていない申請は39にのぼる。

^{*} 長岡さくら,「大陸棚限界委員会への延長申請と第三国の対応」『駿河台法学』24 巻1 · 2 合併号(2010年), 19-52頁, とりわけ, 35-38頁。

⁵ 同上, とりわけ, 20頁。

- 一 向かい合うか隣接する国家間の大陸棚境界画定とCLCS――手続規 則の検討――
- 1 国連海洋法条約及び同附属書における規定

国家による200海里以遠の大陸棚延長申請に関し、とりわけ、延長しようとする海域が向かい合っているか隣接している国家の大陸棚境界画定の問題と拘わる場合、国連海洋法条約及び関連規定は、これらの問題に影響を及ぼさないことと規定している。

この点、国連海洋法条約第76条10項は、以下のように規定する。

「この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない⁶。」

また、大陸棚以遠の海域である深海底の範囲について定める国連海洋法条約 第134条 4 項は、以下のように規定する。

「この条の規定は、第六部に定めるところによる大陸棚の外側の限界の設定に 影響を及ぼすものではなく、また、向かい合っているか又は隣接している海 岸を有する国の間の境界画定に関する合意の有効性に影響を及ぼすものでは ない。」

同条には二つの目的があるとされる⁷。まず第一に、大陸棚の外側の限界設定は第134条の存在によって影響されないことを意味している。即ち、大陸棚の外側の限界の有効性(validity)は、国連海洋法条約の他の条文規定によって決定されるのである。第二に、同時に、第134条の規定は、向かい合っているか隣接する国家間での境界画定条約の有効性(validity)にも影響を与えないことを意味している。

更に、国連海洋法条約第76条8項を受けて、大陸棚の延長申請問題を取扱う CLCSについて定める国連海洋法条約附属書Ⅱ第9条は、CLCSの任務と隣接 する境界画定の問題との関係について以下のように規定している。

「委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間

本稿における条約各規定の邦語訳は公定訳によった。

⁷ Satya N. NANDAN *ed.*, United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, vol.VI (Martinus Nijhoff Publishers; 2002), pp.85–86.

における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

これらの条文はいずれも、向かい合っているか隣接する国家間の大陸棚境界画定の問題をCLCSの任務の対象外とするだけであり、国連海洋法条約第83条において排他的に規定されている、向かい合っているか隣接する国家間の大陸棚境界画定の問題について如何なる方法でも検討してはいない⁸。しかし、この問題をCLCSの任務の対象外とすることは第三次海洋法会議の極めて早い段階から各国間にコンセンサスが出来上がっていたと見ることができよう。これは、CLCSの任務について規定する附属書 II の条文草案を作成した第二委員会における各国から提出された条文案を比較すると明らかである。

1976年の第四会期において、後の附属書Ⅱの基礎となる、カナダから提出された条文案では次のように述べられ、委員会が向かい合っているか隣接する国家間の境界画定の問題に勧告を行わないことを明記した⁹。

「第9条 委員会の機能は、如何なる場合も向かい合っているか隣接する国家 間の境界画定に関連する問題を含まないものとする¹⁰。」

また、1979年の再開第八会期において、英国から提出された条文案でも次のように述べられている。

「第8条 委員会の機能は、如何なる場合も向かい合っているか隣接する国家 間の境界画定に関連する問題を含まないものとする¹¹。|

さらに、1980年の第九会期においては匿名の者及び交渉グループNG6/20より類似の条文草案が提出された。そのうち、交渉グループNG6/20から提出された条文案では次のように述べられ、ここで初めて最終条文案と同様の文言となった。

「第9条 委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない¹²。」

これは、CLCSの任務それ自体から向かい合っているか又は隣接している海

Satya N. NANDAN and Shabtai ROSENNE eds., United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, vol.II (Martinus Nijhoff Publishers; 1993), p.883.

⁹ *Ibid.*, p.1005.

¹⁰ Ibid.

¹¹ *Ibid.*, p.1008.

¹² *Ibid.*, p.1011.

岸を有する国の間における境界画定の問題を対象外とするのではなく、単に CLCSが執る行為が向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼさないことを示しているに過ぎない¹³。 換言すると、CLCSの執る行為の効果の範囲に言及していると言うことができよう¹⁴。即ち、CLCSの役割は、他の国家と境界画定に関する問題を抱えておらず、一つの国家だけが延長申請を行った海域について勧告を行うことと言えよう¹⁵。

2 CLCS手続規則における規定

また、CLCSは、委員会手続規則第46規則及び附属書Iにおいて、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題について言及している。

委員会手続規則は、委員会第二会期中の1997年9月12日に採択されて以降¹⁶,四度の改正を経て¹⁷,現行規則の形となった¹⁸。委員会手続規則における文言は、初めて規則が採択されて以来、幾度の改正を経ても全く変更されていない。委員会手続規則では次のように定められている¹⁹。

¹³ *Ibid.*, p.1012.

Alex G. OUDE ELFERINK and Constance JOHNSON, "Outer Limits of the Continental Shelf and 'Disputed Areas': State Practice concerning Article 76 (10) of the LOS Convention", *The International Journal of Marine and Coastal Law*, vol.21–4 (2006), p.465, footnote 11.

¹⁵ NANDAN and ROSENNE eds., supra note 8, p.1017.

¹⁶ CLCS/3 of 12 September 1997, "Rules of Procedures of the Commission on the Limits of the Continental Shelf".

¹⁷ CLCS/3/Rev.1 of 14 May 1998, "Rules of Procedures of the Commission on the Limits of the Continental Shelf". CLCS/3/Rev.2 of 4 September 1998, "Rules of Procedures of the Commission on the Limits of the Continental Shelf". CLCS/3/Rev.3 of 6 February 2001, "Rules of Procedures of the Commission on the Limits of the Continental Shelf". CLCS/40 of 2 July 2004, "Rules of Procedures of the Commission on the Limits of the Continental Shelf".

¹⁸ CLCS/40/Rev.1 of 17 April 2008, "Rules of Procedures of the Commission on the Limits of the Continental Shelf".

「第46規則 向かい合っているか隣接する海岸を有する国家間で紛争を有する 場合あるいはその他未解決の領土紛争又は海洋紛争を有する場合の申請

第1項 向かい合っているか隣接する海岸を有する国家間で大陸棚境界画定 紛争を有する場合あるいはその他未解決の領土紛争又は海洋紛争を有する 場合、申請があり、本規則附属書 I に従って検討される。

第2項 委員会の行為は、国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼすも のではない。」

これは、本規則によって、向かい合っているか隣接する国家間で大陸棚境界画定紛争や領土紛争・海洋紛争を有する場合であっても、当該国家国家からの大陸棚延長申請を排除するものではないことが明示されていると言えよう。即ち、規則上も、まず第一に、沿岸国が申請を行うことができることが"coastal States 'may' make their submission"との表現によって示されており、第二に、申請を受けた後、CLCSは当該申請を検討しなければならないことが"the Commission 'shall' consider submissions"との表現によって示されている²⁰。これに対し、向かい合っているか隣接する国家間で大陸棚境界画定紛争や領土紛争・海洋紛争を有する場合の申請手続(ガイドライン)を定めた手続規則附属書 I は、手続規則本体とは別個に採択手続が行われ、また、附属書の文言も変更が行われている。

附属書 I について初めて公式に言及されるのは、1997年6月に開催された第7回SPLOS会合においてである²¹。同会合第25回全体会議において、SPLOS議長はCLCS手続規則草案に関する非公式協議について報告を行った²²。同報告において、同草案には向かい合っているか隣接する国家間で境界画定が行われ

¹⁹ CLCS/3, CLCS/3/Rev.1及びCLCS/3/Rev.2では第44規則に、CLCS/3/Rev.3においては第45規則に、CLCS/40及びCLCS/40/Rev.1では第46規則に規定されているが、条文番号の変更はあるものの文言自体は全く変更されていない。cf. CLCS/3 of 12 September 1997, esp. p.16. CLCS/3/Rev.1 of 14 May 1998, esp. p.16. CLCS/3/Rev.2 of 4 September 1998, esp. p.17. CLCS/3/Rev.3 of 6 February 2001, esp. p.9. CLCS/40 of 2 July 2004, esp. p.16. CLCS/40/Rev.1 of 17 April 2008, esp. p.17.

OUDE ELFERINK and JOHNSON, supra note 14, p.465.

SPLOS/24 of 12 June 1997, "Report of the Seventh Meeting of State Parties, Prepared by the Secretariat", *esp.* pp.8–9, paras.29–34.

²² *Id.*, *esp.* p.8, para.29.

ていない場合あるいは紛争を有する場合のCLCSが取扱う範囲についての指針は示されていないことが表明された²³。また、CLCSによる勧告だけでなくCLCSの勧告に基づいて設定された大陸棚の外側の限界も国家間の境界画定に影響を及ぼしてはならないとされた²⁴。さらに、国連海洋法条約の目的たる海洋の安定性を促進するため、既に存在する紛争の悪化を避け、まだ存在しない紛争を創り出すことのないよう、手続規則において指針を具体的に例示すべきとの考えが示された²⁵。よって、後の附属書Iに定めるガイドラインはこのような締約国会合の意図が現れているとみることができよう。

同会合を受け、同年 7 月 4 日付の作業文書において手続規則草案が提示されたが 36 、同文書には後の附属書 I にあたる規定は設けられていない。同文書は、同年 9 月 2 日から12日にかけて開催された第 2 回CLCS会合において検討が行われた 27 。

1997年9月12日に公表された手続規則(CLCS/3)及び1998年5月14日に公表された手続規則第一回改正(CLCS/3/Rev.1)では、附属書 I については「この附属書はSPLOSにおける検討の後、委員会において採択される。」との但書が記されているため 28 、これら二つの手続規則において附属書 I は効力を持っていない。実際に附属書 I が採択されたのは1998年8月31日から9月4日にかけて開催された第4回CLCS会合においてであり 29 、採択された附属書が手続規則第二回改正(CLCS/3/Rev.2)において初めて公表された。

手続規則第一回改正 (CLCS/3/Rev.1) 但書を受け、1998年6月に開催された第8回SPLOS会合において手続規則附属書Iの検討が行われた。この時、

²³ *Id.*, *esp.* p.9, para.31.

²⁴ Id.

²⁵ Id.

²⁶ CLCS/WP.1 of 14 July 1997, "Draft Rules of Procedure of the Commission on the Limits of the Continental Shelf".

²⁷ CLCS/4 of 17 September 1997, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the Progress of Work in the Commission".

²⁸ CLCS/3 of 12 September 1997, esp. p.16. CLCS/3/Rev.1 of 14 May 1998, esp. pp. 20–21

²⁹ cf. CLCS/3/Rev.2 of 4 September 1998, *esp.* p.22, footnote 2. CLCS/3/Rev.3 of 6 February 2001, *esp.* p.14, footnote 2.

SPLOS議長は、手続規則附属書Iについてこのような手続が採られた理由と して、CLCS委員達が第3回CLCS会合の際に、同附属書の内容が国家の利益 や権限と密接に関わっているため、SPLOSでの検討を求め、SPLOSでの検討 の後に最終的な承認を行うこととしたとしている30。SPLOSにおいては、同附 属書 I が、沿岸国の申請に紛争が存在するか又は紛争が未解決である場合には CLCSが勧告を行わない旨規定していることを確認した。しかし、併せて、紛 争当事国によって異議が唱えられない場合には、大陸棚限界設定の申請を検討 することができることも確認した。CLCSはまた、係争海域が含まれていない 申請部分及び陸地あるいは海洋紛争当事国の立場に不利益を与えない部分につ いても検討しうるとする3。また、これらの紛争に影響を受けると考える国家 は、国連事務総長による申請情報の公表の後3ヶ月以内に声明を述べたり異議 を唱える機会が与えられるとした³²。また、SPLOS議長は、CLCSがこの論点 が法的問題、政治的問題及びその他機微な事柄と複雑に絡み合う問題であると の認識を示し、それ故、CLCSは本会合における公式声明を要請しなかった。 むしろ、CLCSは、加盟国による附属書Iに関するいかなる書面やコメントを も検討する用意があるとした。これらのコメントは、CLCSにおける附属書 I の最終的な承認の前に検討されるとした33。この問題に関し、ある代表団は、 大陸棚限界に関する紛争が存在し、かつ、CLCSが係争海域を含む申請の検討 について合意に達した際には、第三国は申請の検討への同意を書面によって CLCSに対し表明すべきであるとの考えを表明した³⁴。これに対し、SPLOS議 長は、手続規則附属書 I 第 5 項(a)に従い、CLCSは、全ての紛争当事国によっ て前もって合意がある場合にのみ紛争下にある海域の申請を検討することがで きるとの反応を示している5°。また,別の代表団は,手続規則は中立的方法で 起草すべきであり、CLCSが何をすることができ何をすることができないかを

³⁰ SPLOS/31 of 4 June 1998, "Report of the eighth Meeting of States Parties, Prepared by the Secretariat", *esp.* p.11, para.42(a).

³¹ *Id.*, para.44.

 $^{^{22}}$ *Id.* 但し、CLCS/3/Rev.1附属書 I 草案においてはこのような 3 γ 月ルールの記述は見当らない。

³³ *Id.*, para.45.

³⁴ *Id.*, *esp.* pp.11–12, para.46.

³⁵ *Id.*, *esp.* p.12, para.47.

限定すべきである,そして,国連海洋法条約によって規定された国家にのみ新たな権利を付与すべきではないとの考えを述べている³⁶。即ち,この記述は国連海洋法条約非締約国であることが大陸棚限界画定に不利益を被ることを許容するか否かで国連海洋法条約締約国の中で見解が分かれていたとみることができるのではないだろうか。

このような経緯を経て採択された手続規則附属書I「向かい合っているか隣 接する国家間で大陸棚境界画定紛争や領土紛争・海洋紛争を有する場合の申 請 | は、前述の通り、手続規則第二回改正(CLCS/3/Rev.2)において初めて 公表された。同附属書は、次のような構成を採っている³⁷。まず、CLCSが国 家間の大陸棚限界画定に関連して生ずる紛争について事柄に対する権限を持っ ていることを確認する(第1項)。沿岸国が行う大陸棚延長申請に関し、向か い合うか隣接する国家間で大陸棚境界画定紛争あるいは未解決の陸地あるいは 海洋紛争が存在する時には、申請国はそのような紛争の存在をCLCSに通知し、 可能な限り当該申請が当該国家間の境界画定に予断を与えないことをCLCSに 対して保証する (第2項)。また、附属書 [に規定するような紛争が存在する 時、国連海洋法条約附属書Ⅱ第4条により規定される10年ルールに拘わらず、 申請国は当該紛争に関連しない海域について部分申請を行い、後に他の海域に ついて申請を行うことが可能であるとする(第3項)。更に、2以上の国家の 合意によってCLCSに対し共同申請あるいは個別申請の形で申請・勧告を求め る際には、それらの国家間で境界画定に関する問題が存在しないこと、及び、 申請に際して用いた地理学上の点が他の締約国との境界画定に対し予断を与え るものではないことを示すこと、が必要であるとする(第4項)。なお、陸上 あるいは海洋紛争が存在する時、CLCSは原則としてそれらの申請を検討しな いが、例外的に当該紛争について前もって当該紛争の全締約国の合意がある際 にはCLCSは同海域について検討を行うことができるとする(第5項)。そし て、CLCSは当該申請国に対し、向かい合うか隣接する国家間の境界画定に関 連する事柄について予断を与えないための協力を要請することができるとして いる (第6項)。

³⁶ *Id.*, para.48.

³⁷ CLCS/3/Rev.2 of 4 September 1998, *esp.* p.21.

さて、CLCS手続規則は第二回改正から2年強を経過した2001年2月、第三回改正を行う(CLCS/3/Rev.3)。しかし、同改正では手続規則附属書Iの文言は全く変更されておらず、第二回改正で採択された文言のままとなっている³⁸。

次に、いわゆる国連海洋法条約グループ内でCLCS手続規則附属書 I に言及されるのは同年 6 月に開催された第11回SPLOS会合においてである。同会合に招聘されたCLCS議長(Mr. Yuri KAZMIN)は、同氏がSPLOS議長に宛てた書簡でも述べているのと同様、CLCSの活動についてSPLOSに対し注意喚起を行い、とりわけ、手続規則附属書 I について言及し、さらに、運用規則(CLCS/L3)を採択した旨述べたとされている 39 。

この後、CLCS手続規則は2004年に全面改訂を行うこととなる(CLCS/40)。 この改訂に際しては、改訂規則が採択される1年以上前から改訂作業が行われていた⁴⁰。この改訂手続規則においては手続規則附属書Iの文言も若干の変更が行われている⁴¹。但し、改訂前後の同附属書の構成及び実質的内容について変更は行われていない。

なお、2008年に改訂手続規則は第一回改正を行う (CLCS/40/Rev.1)。しかし、手続規則附属書 I については文言の変更は行われておらず⁴・、同改正文書が現在有効な手続規則となっている。

以上より,手続規則附属書 I は向かい合うか隣接する国家間に大陸棚境界画 定問題が存在する際の手続の出発点であると言えよう⁴⁵。そして,手続規則第 46規則に規定されている紛争が存在する時,手続規則附属書 I は次の四点を定

³⁸ CLCS/3/Rev.3 of 6 February 2001, esp. p.12.

³⁹ SPLOS/73 of 14 June 2001, "Report of the eleventh Meeting of States Parties, Prepared by the Secretariat", *esp.* p.10, para.63.

^{** 2003}年3月に開催されたCLCS第12回会合において改訂作業を行っていたことが 様々なCLCS文書より確認することができる。

[&]quot; CLCS/40 of 2 July 2004, *esp*. p.21.なお,変更された文言は,①第2項(a)と(b)の間に "and" が挿入されたこと,②第2項(b)冒頭が "Ensured" から "Assured" に変更されたこと,③第5項(a)において2ヵ所に存在する "examine" の語が "consider" に変更されたこと,及び,④第5項(b)において "adopted" の語が "approved" に変更されたこと,である。

⁴² CLCS/40/Rev.1 of 17 April 2008, esp. p.22.

OUDE ELFERINK and JOHNSON, supra note 14, p.465.

⁴⁴ Ibid.

めていると言えよう⁴。即ち、第一に、第2項及び第5項(b)は、当該紛争当事国(申請国及び申請国以外の双方)に対し条件を課している。第二に、第3項は、沿岸国に対し大陸棚延伸の部分申請を認めている。第三に、第4項は、合意により二以上の沿岸国が大陸棚延伸に関する共同申請や個別申請を行うことを認めている。そして、第四に、紛争海域を含む申請に関するアプローチ方法を明確にした。

その上で、手続規則附属書 I は、当該紛争を有する沿岸国たる申請国に対し多くの条件を課しているとする。第一に、第 2 項(a)は、沿岸国に「申請に関連する」紛争の存在についてCLCSに通知するように求めている。即ち、沿岸国に存在する全ての領土紛争及び海洋紛争について通知するように求めているわけではない。第二に、第 2 項(b)は、紛争海域に関する申請を行う際には、沿岸国は「可能な限り」当該申請が国家間の境界画定に関連する事柄に予断を与えないことを保証するように求めている。

手続規則第46規則に該当する場合の申請に関し、沿岸国は手続規則附属書 I によりこれらの様々な条件を課せられているが、申請国はこれらの条件を遵守する必要があるのであろうか。国連海洋法条約第300条は、国連海洋法条約締約国が信義誠実の原則により条約上の義務を遵守することを定めている。よって、この規定に基づいて、手続規則第46規則に該当する場合の沿岸国の申請は手続規則附属書 I の手続を遵守する必要があるとされる。。

では、申請国の海岸が他国と向かい合っているか隣接する海岸を有する場合、CLCSの実務上、それ自体をもってCLCSは自らの任務の対象外としているのであろうか。あるいは、いわゆる「係争海域」である場合に限定して任務の対象外としているのであろうか。また、後者である場合には、いかなる根拠をして「係争海域」としての認定を行っているのであろうか。次章では、申請国の海岸が他国と向かい合っているか隣接する海岸を有する場合の申請後に行われる申請国のプレゼンテーションの様子を記したCLCS文書の記述から、CLCS

⁴⁵ *Ibid.*, pp.465–466.

⁴⁶ 国連海洋法条約第300条(信義誠実及び権利の濫用)は以下のように規定する。 「締約国は、この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約 により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とならないように行使する。」 ⁴⁷ OUDE ELFERINK and JOHNSON, *supra* note 14, p.467.

の実行を検討する。

二 「係争海域」の捉え方-CLCSの実行の検討-

2011年7月31日現在,57件のCLCSに対する大陸棚延長申請がなされている**。このうち,新規申請である56件の申請かつ当該申請に「関連する」,向かい合うか隣接する大陸棚境界を有する国家間あるいは未解決の領土紛争・海洋紛争を有する国家間での延長申請は43件となっている。これらの43件の申請は、更に,手続規則附属書 I 第5項に従い何らかの形で全当事国の同意がある場合と一部の紛争当事国の同意がない場合とに分類することができる。更に,全当事国の同意がある場合については,当事国による共同申請と個別申請に分類することができる。以下では,これらの分類に従い,CLCSがどのような場合に申請海域を「係争海域」であるか否かの分類を行っているかについて考察する。なお,以下では,手続規則第46規則に該当し,かつ,申請から勧告までの申請国及びCLCSの行動が判明している申請,即ち,既にCLCSの勧告が行われている申請についてのみ考察することとする。

1 全関係国の同意がある申請

(1) 関係国による個別申請

豪州による申請(申請番号 3,2004年11月15日)においては、豪州政府は申請概要にて、1982年豪仏間境界画定条約に規定されているケルゲレン海台及びThree Kings Ridgeについて両国の延長大陸棚が重複する可能性があること、及び、フランス政府がケルゲレン海台及びThree Kings Ridgeに対する延長申請及びCLCSでの検討・勧告について両国の大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限り異議を唱えない旨示していることを述べている49。同申請に対しては、東チモール及びフランスの計 2ヶ国の向かい合うか隣接する大陸棚を有する国

^{**} 全57件の申請のうち,56件が新規申請であり,1件(申請番号10a,バルバドス,2011年7月25日)が再申請である。

[&]quot;Continental Shelf Submission of Australia: Executive Summary (AUS-DOC-ES)" (Commonwealth of Australia, 2004), 42p, esp. pp.17–18 and 35.

家(以下、隣接国とする。)より自国見解の表明があった50。東チモール政府の 見解は、豪州による延長申請及びCLCSによる勧告が二国間海洋境界画定に影 響を及ぼさないことを確認するものであった51。また、フランス政府の見解は、 豪州による申請概要で記載された豪仏間で大陸棚が重複する可能性のある二つ の海域について強調するとともに、これらの海域に対するCLCSの検討及び勧 告が二国間海洋境界画定に影響を及ぼさない限り異議を申し立てないことを確 認するものであった∞。これに対し、CLCS小委員会は、豪州から申請のあっ たりつの海域のうち申請概要で大陸棚の重複可能性に関する記載のなかった8 つの海域についてまず予備的見解を出している。次いで、重複可能性に関する 記載のあったケルゲレン海台海域について、豪州政府プレゼンテーションに関 する同国政府からの応答を受けた後に予備的見解を出している。その結果, CLCSは申請海域全てについて検討を行うこととした⁵³。更に、CLCSでの最終 プレゼンテーションにおいて、豪州政府代表団は、CLCSの勧告は豪州に隣接 する国家との条約にいかなる影響も及ぼさないとの考えを繰り返し述べた™。 最終的に、CLCSの勧告概要は、東チモール及びフランス両国から見解が出さ れたことを記録している55。しかし、両国が指摘した海域について審査対象か ら除外したとの記載はなく、上述の通り申請海域全てに対して検討を行ったと

⁵⁰ 同申請に対しては、その他、南極条約上の権利義務に関する自国見解の表明が、 米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの計 6ヶ国より行われた。長岡、 前掲注 4、とりわけ、41-42頁、参照。

Note NV/UN/71/2005 of 11 February 2005, *esp.* para.3. CLCS/44 of 3 May 2005, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.5, para.24.

⁵² Note BC/aa No.163 of 28 March 2005, *esp.* paras.2–3. CLCS/44 of 3 May 2005, *esp.* p.5, para.25.

⁵³ CLCS/52 of 6 October 2006, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.4, para.12.

⁵⁴ CLCS/54 of 27 April 2007, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.7, para.28.

⁵⁵ CLCS, "Summary of the Recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS) in regard to the Submission made by Australia on 15 November 2004" of 9 April 2008, *esp.* p.1, para.4.

思われる。なお、同勧告に対しては、延長申請時に豪州による申請概要に記載がなく、かつ、口上書の提出もなかったインドネシア政府より勧告に対する抗議が行われていること、即ち、全関係国の同意があったと思われた申請に対し、後から関係国による異議が出されたことに注意を払う必要がある。

アイルランドによる延長申請(申請番号 4.2005年 5 月25日)においては、 アイルランド政府は申請概要にて、北西海域及び南西海域においてそれぞれ隣 接四ヶ国での協議が継続中であることが示されている56。そして、本部分申請 においては、隣接国との未解決の境界画定問題に影響を与えないようポーキュ パイン深海平原海域についてのみ申請を行ったこと、及び、CLCSによる本部 分申請の検討は他の未申請海域の境界画定問題に影響を与えないことが記され ている50。これに対しては、デンマークとアイスランドの計2ヶ国の隣接国よ り自国見解の表明があった。デンマーク政府の見解は、現時点における同海域 の部分申請に対する評価の欠如は、本申請に対するデンマーク政府の同意ある いは黙認を含意しないとするものであり、アイルランドによる申請及びCLCS の勧告は、デンマークによる将来の延長申請及びデンマーク/フェロー諸島= アイルランド間のハットン・ロッコール海域の大陸棚境界画定に影響を及ぼさ ないことを確認するものであった⁵⁸。また、アイスランド政府の見解は、アイ ルランドによる申請及びCLCSの勧告は、アイスランドによるハットン・ロッ コール海域の将来の大陸棚延長申請及びアイスランド=アイルランド間の同海 域の大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった50。しか し、同申請は、そもそも、周辺国との海洋境界が未画定である部分を除外し、

⁵⁷ *Id.*, p.4.

Note 55.DAN.1 of 19 August 2005, *esp.* paras.3-4. CLCS/48 of 7 October 2005, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.7, para 25.

Note Ref. UTN05080174/97.B.512 of 24 August 2005, esp. para.5. CLCS/48 of 7 October 2005, esp. p.7, para.25.

アイルランドへの帰属に争いのないポーキュパイン深海平原海域の大陸棚に関する部分申請であったため⁶⁰、CLCSが審査対象海域を考慮する必要がないものであったと分類することができよう。

インドネシアによる延長申請(申請番号12,2008年6月16日)においては、インドネシア政府は申請概要にて、同部分申請海域であるスマトラ島北西海域においてインドネシアと他国の間にいかなる紛争の主題となっていないことを示している『。同申請に対しては、隣接国たるインドから自国見解の表明があった。インド政府の見解は、両国間の大陸棚の主張に重複の可能性は存在しているが、これは両国間で解決すべき問題であり、本申請が両国の大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった『。これに対して、インドネシア政府は、申請海域に他国との係争海域は含まれていないとの見解を全体委員会のプレゼンテーションの場において表明している『。これを受けて、CLCSは小委員会の設置を行い、審査を継続し、2010年3月28日、同申請に対する勧告を採択している『。

スリナムによる延長申請(申請番号15,2008年12月5日)においては、スリナム政府は申請概要にて、スナナムと東部で隣接しているフランスに関して、スリナム政府とフランス政府は協議を行い、フランス政府が本申請に対する CLCSの審査について異議を唱えないことに同意した旨示している。また、スリナムと西部で隣接しているバルバドス、ガイアナ、トリニダード・トバゴ及びベネズエラに関して、それぞれの政府との協議の結果、バルバドス、ガイア

⁶⁰ 海洋政策研究財団,『平成21年度 大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書』 (2010年),とりわけ,14頁。

⁶¹ Government of the Republic of Indonesia, "Continental Shelf Submission of Indonesia: Partial Submission in respect of the area of North West of Sumatra, Executive Summary" (2008), *esp.* p.6.

Note No. NY/PM/443/1/2009 of 25 March 2009, esp. para.3. CLCS/62 of 20 April 2009, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", esp. p.9, para.41 and footnote 1.

⁶³ *Id.*, para.41.

⁶⁴ CLCS/70 of 11 May 2011, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p. 3, para.9.

ナ,トリニダード・トバゴ及びベネズエラの各政府が本申請に対するCLCSの審査について異議を唱えないことに同意した旨示している⁶⁵。同申請に対しては、フランス、トリニダード・トバゴ及びバルバドスの計3ヶ国の隣接国から自国見解の表明があった。このうち、フランス政府の見解は、本申請がフランス=スリナム間の境界画定に影響を及ぼさないことを前提として、CLCSの勧告に対し異議を唱えないことを確認するものであった⁶⁶。また、トリニダード・トバゴ政府の見解は、本申請がトリニダード・トバゴ間の境界画定に影響を及ぼさないことを前提として、トリニダード・トバゴ及びスリナム両国は互いに大陸棚延長申請に異議を唱えないこととしていることを確認するものであり、よって、本申請に対するCLCSの勧告がトリニダード・トバゴによる延長大陸棚設定及び両国間の大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった⁶⁷。

更に、バルバドス政府の見解は、本申請及びCLCSの勧告がスリナムによる大陸棚延長申請及び両国の境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった 68 。スリナムは、全体委員会におけるプレゼンテーションの中で申請海域に関する近隣国との紛争は存在しないとの立場を示し、口上書を提出した 3 ヶ国はいずれもCLCSの審査・勧告に対して異議を唱えていないとの認識を示した 69 。これを受けて、CLCSで小委員会が設置され、審査が行われた後、 2011 年 3 月 30 日、勧告が採択された 70 。

(2) 関係国による共同申請

フランス・アイルランド・スペイン・英国による共同申請(申請番号 6,2006年5月19日)においては、共同申請国政府は申請概要にて、共同申請

Government of the Republic of Suriname, "Submission on the Outer Limits of the Continental Shelf: Executive Summary" (2008), esp. pp.2–3.

Note HR/fh No. 800 of 22 December 2008, esp. para.3.

⁶⁷ Note No. 076 of 29 April 2009, esp. paras.2-3.

⁶⁸ Note UN 6/6/3 Vol. IV of 31 July 2009, esp. para.3.

⁶⁹ CLCS/64 of 1 October 2009, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.9, para.33.

⁷⁰ CLCS/70 of 11 May 2011, esp. p.5, para.16.

海域が他国との紛争の主題となっていないことを明記している 7 。同申請に対しては、これまでにどの国からも口上書は発出されていない。4 ヶ国代表団は、全体委員会におけるプレゼンテーションの場で、申請海域が4 ヶ国と他国の間で紛争対象海域ではないことを改めて確認している 72 。同申請は、手続規則附属書 I に明記されている共同申請に関する最初の事例として認識されている。そのため、全体委員会は共同申請における一般原則について検討を行い、「共同申請による延伸大陸棚面積は、各国が個別申請を行った場合の総面積より多くなることはない」との原則を示した 73 。CLCSは同海域が他の隣接国によって紛争海域であるとの見解が表明されなかったため、そのまま検討を継続し、勧告を発出するに至っている。なお、同勧告は、それまでに行われた個別国家による申請に対する勧告案採択の際には投票を行っていたのに対し、これをコンセンサスで採択したことにも特徴があると言えよ 74 。

モーリシャス及びセイシェルによる共同申請(申請番号14,2008年12月1日) においては、共同申請国政府は申請概要にて、申請海域に関する隣接国との紛争の有無は記されていない。同申請に対しては、これまでにどの国からも口上書は発出されていない。両国の代表団は、申請海域が他国との紛争海域でないことを全体委員会におけるプレゼンテーションにおいて再確認しているで。従って、CLCSの小委員会設置に対しては何の問題もなかったが、当時は既に4つの小委員会が設置されていたため、既に設置された小委員会のうちの2つが勧告案を提出するまで同申請に関する小委員会を設置しないこととなったで。同申請は後に小委員会が設置され、2011年3月30日、CLCSは勧告を発出して

⁷¹ France, Ireland, Spain, United Kingdom of Great Britain and Nothern Ireland, "Joint Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 in respect of the area of the Celtic Sea and the Bay of Biscay: Part 1 Executive Summary", *esp.* p.3.

⁷² CLCS/52 of 6 October 2006, esp. p.6, para.27.

⁷³ CLCS/56 of 4 October 2007, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.6, para.28.

⁷⁴ CLCS/62 of 20 April 2009, esp. p.4, para.14.

⁷⁵ *Id.*, *esp.* p.12, para.64.

⁷⁶ *Id.*, *esp.* p.13, para.66.

いる"。

2 一部関係国の同意がない申請

ロシアによる延長申請(申請番号 1.2001年12月20日)においては、数枚の 地図は公表されているものの、現在までエグゼグティブ・サマリーと呼ばれる 申請概要は公表されていない。従って、ロシア政府がCLCS手続規則に規定さ れているような隣接国との事前の合意を行っていたかどうかを確認することは できない。同延長申請に対しては、カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー及 び米国の計5ヶ国の隣接国家より自国の見解表明があった78。カナダ政府の見 解は、ロシア政府により提出されたデータだけではロシア政府による北極海に おける大陸棚延長申請に対するカナダ政府の立場を決定することができないこ と、しかし、カナダ政府の立場を決定することができないことは、当該申請に 同意(agreement)や黙認を与えるものではないこと、そして、ロシア政府に よる延長申請及び勧告がカナダ及びロシア間の大陸棚境界画定に影響を与える ものではないことを確認するものであった®。なお,当時,カナダはUNCLOS の署名国ではあるものの非締約国であった80。デンマーク政府の見解は、ロシ ア政府により提出されたデータだけではロシア政府による大陸棚延長申請に対 するデンマーク政府の見解を出すことができないこと、しかし、デンマーク政 府のコメントを出すことができないことは、当該申請に同意 (agreement) や 黙認を与えるものではないこと、そして、ロシア政府による延長申請及び勧告 がデンマーク/グリーンランド及びロシア間の大陸棚境界画定に影響を与える ものではないことを確認するものであった®。なお、当時、デンマークはUN-CLOSの署名国ではあるものの非締約国であった⁸²。日本政府の見解は、ロシ

⁷⁷ CLCS/70 of 11 May 2011, esp. p.5, para.16.

⁷⁸ CLCS/32 of 12 April 2002, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.2, para.10.

⁷⁹ Note No. 0145 of 18 January 2002, esp. paras.2-3.

⁸⁰ カナダ政府がUNCLOSを批准したのは2003年11月7日である。

⁸¹ File no. 119.N.8. of 4 February 2002, esp. p.1, paras.2-3.

⁸² *Id.*, para.4.デンマーク政府がUNCLOSを批准したのは2004年11月16日である。

ア政府の申請において使用されている地図に記載されている北方領土は日本国 固有の領土でありCLCSが考察すべき対象ではないこと、ロシア政府が北方四 島の周辺に一方的に引いた線は日口間で境界画定合意のある線ではないこと、 ロシア政府による申請では、当該海域が係争海域であることが示されておらず CLCS手続規則に違反していること、そして、CLCSが北方四島海域に対する 申請に対して何の行動もとらず、また、日口間の両道問題及びEEZ・大陸棚境 界画定の問題に影響を与えるものではないことを確認するものであった。また、 日本政府が更なる見解を出す権利を留保するものであった83。米国政府の見解 は、CLCSは基線について検討する権限を持たないこと、未だロシア国会に よって承認されていないにもかかわらず1990年に署名済みの米ソ間海洋境界画 定条約が申請時に用いられていること、そして、CLCSの勧告が隣接国の海洋 境界画定に影響を及ぼさないこと等を確認するものであった™。なお、米国は 現在までUNCLOSの署名国でもなく非締約国である。ノルウェー政府の見解 は、両国間にバレンツ海において未解決の海洋境界画定を有しているというも のであった。そして、両国間で一致 (agreement) したコメントとして、同海 域は現在もなお協議中の海域であり、CLCS手続規則における「係争海域」で あるとの認識を示した。従って、CLCSの行為は、両国間の大陸棚境界画定に 影響を及ぼさないことを確認するものであった。これに対し、ロシア政府代 表団はCLCSにおける全体委員会プレゼンテーションの場において、これらの 見解の存在は延長申請の検討に何の障害もないとの見解を表明した86。これに 対し、CLCSによる勧告概要では、「係争海域」との語は用いられていないも のの. 例えば、日本との領土紛争を有するオホーツク海南部海域について, 更 なる詳細なデータを提出しての(再)部分申請のためには日本との合意が必要 であるとの見解を示しているため

『、実質上、当該海域が係争海域であるとの

SC/02/084 of 25 February 2002. "Japan's position on the submission made by the Russian Federation to the Commission on the Limits of the Continental Shelf". *esp.* pp.1–2, paras.1–3.

Note Verbale of 28 February 2002, esp. p.1.

Note Verbale of 20 March 2002.

⁸⁶ CLCS/32 of 12 April 2002, esp. p.2, para.10. A/57/57/Add.1 of 8 October 2002, "Oceans and the law of the sea, Report of the Secretary-General", esp. p.7, para.29.

⁸⁷ A/57/57/Add.1 of 8 October 2002, esp. pp.9–10, para.40.

考えを示したということができよう。但し、 同申請においては申請に際して用 いたデータが簡明なものであったために勧告を行わなかったことにも留意する 必要があろう。

ニュージーランドによる延長申請(申請番号5,2006年4月19日)において は、ニュージーランド政府は申請概要にて、ニュージーランドと最も近接して いる豪州. フィジー及びトンガのうち、ニュージーランド=豪州間には基線か ら200海里水域の重複が存在し、2004年7月25日、両国間でEEZ・大陸棚境界 画定条約が締結されたことが記されている⁸⁸。また、フィジー及びトンガとの 間には基線から200海里水域自体の重複は存在しないが、大陸棚延長の際には 重複が生じる可能性があるため協議が継続中であること、及び、この申請が フィジー及びトンガとの境界画定問題に影響を及ぼさないこと、また、フィー ジー及びトンガ両政府がニュージーランド政府に対し、両国との境界画定に影 響を及ぼさない限り本申請及びCLCSの勧告に対し異議を申し立てない旨示し ていることを記している™。同申請に対しては、フィジー、フランス及びトン ガの計3ヶ国の隣接国より自国見解の表明があった90。このうち、フィジー政 府の見解は、同申請概要に記載の通り、一部の申請海域(Kermadec Ridge、 Harve Trough及びColville Ridge) について現在, 自国との大陸棚境界画定交 渉が継続中であるため、ニュージーランドによる申請及びCLCSによる勧告が フィジーによる将来の延長申請及びフィジー=ニュージーランド間の同海域の 大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった。。また. フ ランス政府の見解は、一部の申請海域(Three Kings Ridge)が南太平洋に存 在するフランス領の大陸棚に影響を及ぼす可能性があるため,これらの海域に 対するCLCSの検討及び勧告が自国との大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限 り異議を申し立てないことを確認するものであった∞。従って、フィジー及び

The Government of New Zealand. "New Zealand Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to article 76 (8) of the United Nations Convention on the Law of the Sea: Executive Summary" (2006), esp. pp.9–10. 89 *Id.*, p.10.

^{*} その他、南極海域に関する申請に対して、日本及びオランダが口上書を発出して いる。長岡, 前掲注4, とりわけ, 44頁, 参照。

⁹¹ Note NY 6/10/8/5 of 23 June 2006, esp. paras.2-3.

Note BC/aa No. 422 of 13 July 2006, esp. paras.2-4.

フランスの両国は、 自国との大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限りにおいて CLCSが勧告を発出することに同意していたと見ることができよう。しかし、 トンガ政府による見解はニュージーランドによる申請及びCLCSによる勧告に 対して同意があったとみなすことは困難である。ニュージーランド政府は、勧 告案が全体委員会に提出された2008年4月3日、全体委員会でのプレゼンテー ションにおいて、同国申請海域の一部にフィジー及びトンガとの境界画定問題 を有しているが、両国との大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限り延長申請及 びCLCSの勧告に対して両国は何ら異議を唱えていないとの説明を行った⁸³。 しかし、その五日後の同月8日、トンガ政府は、ニュージーランドによる申請 海域の一部に、自国の200海里内のEEZ及び大陸棚が含まれているとの見解を 表明した⁹⁴。しかし、同時に、トンガ政府は、本申請に対するCLCSの審査に ついていかなる方法でも危うくしたり妨害したりしないとも述べている5。こ れは、どのように捉えるべきであろうか。これに対し、CLCSではこの異議に ついて検討した記録が見当らず、同年8月22日、既に全体委員会に提出されて いた勧告案を採択した%。よって、この事例は、隣接国の同意が得られていな いにもかかわらず、係争海域の認定を行わずに勧告を行った例と捉えることも できよう。

ノルウェーによる延長申請(申請番号7,2006年11月27日)においては、ノ ルウェー政府は申請概要にて、未解決の海洋境界画定問題を抱えている隣接国 としてデンマーク, アイスランド及びロシアを挙げている。申請海域のうち南 部バナナホール海域についてはデンマーク及びアイスランドと海洋境界画定問 題に関する覚書を締結し、協議が進行中であることが示されている。また、同 覚書に従い、本申請及びCLCSによる勧告がデンマーク及びアイスランドの将 来の大陸棚延長申請及び3ヶ国間の海洋境界画定に影響を及ぼさないことが記

⁹³ CLCS/58 of 25 April 2008. "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission". esp. pp.4-5, para.16.

⁹⁴ Note F.328/9 of 8 April 2008.

CLCS/60 of 26 September 2008, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission". *esp.* p.4, para.11.

されている。また、スヴァーバル及びグリーンランド海域についてはデンマー ク政府が同海域に対するノルウェーの申請に異議はないとの見解を示している こと、及び、同申請及びCLCSの勧告が将来の両国間での境界画定に影響を及 ぼさないことが示されている。更に、ノルウェー=ロシア間の境界画定問題に ついては、現在、二国間協議が行われていることがまず明記され、また、ロシ ア政府がノルウェー政府に対し、将来の境界画定に影響を及ぼさない限り、同 海域に対するCLCSの審査及び勧告に対し異議を申し立てない旨述べているこ とが示されている"。同申請に対しては、デンマーク、アイスランド及びロシ アの計3ヶ国の隣接国より自国見解が表明された⁵⁸。このうち,デンマーク政 府の見解は、デンマーク/フェロー諸島の将来の延長申請及びデンマーク/ フェロー諸島=ノルウェー間大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限り、同申請 及びCLCSの勧告に対し異議を唱えないというものであった⁹⁰。アイスランド 政府の見解は、アイスランドの将来の延長申請及びアイスランド=ノルウェー 間大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限り、CLCSの審査及び勧告に対し異議 を唱えないというものであった100。また、ノルウェー政府は、両国とこれらの 海域データの共有を行っていることもプレゼンテーションの中で表明してい る¹⁰¹。これに対し、ロシア政府の見解は、申請海域の一部について両国の間で 大陸棚境界画定協議が行われている最中であることから, 同海域は「係争海域 | であり審査対象になり得ないことを表明するものであった¹⁰²。即ち、この見解 は、同申請海域の一部が係争海域であって申請に同意を与えていないことを表

⁷ Government of Norway, "Continental Submission of Norway in resect of areas in the Arctic Ocean, the Barents Sea and the Norwagian Sea: Executive Summary" (2006), *esp.* pp.11–12.

^{**} なお,同申請に対しては,1920年スピッツベルゲン条約上の権利義務に対する見解がロシア及びスペインより出されている。長岡,前掲注4,とりわけ,50-51頁,参照。

Note Ref. no. 119.N.8 of 24 January 2007, esp. paras.3–4. CLCS/54 of 27 April 2007, esp. pp.10–11, para.44.

Note Ref.: FNY07010008/97.B.512 of 29 January 2007, *esp.* para.5. CLCS/54 of 27 April 2007, *esp.* pp.10–11, para.44.

¹⁰¹ CLCS/54 of 27 April 2007, esp. p.10, para.43.

Note No. 82/n of 21 February 2007, esp. paras.3–5. CLCS/54 of 27 April 2007, esp. pp.10–11, para.44.

すものであるとみなすことができよう。これに対し、ノルウェー政府代表団は、 全体委員会におけるプレゼンテーションの中で、ロシア政府の見解について、 これは将来の両国間での大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認してい るだけでCLCSの審査及び勧告に対して異議を唱えているわけではないとの認 識を示した103。この認識は、全体委員会に勧告案が提示された後のノルウェー のプレゼンテーションの中でも再確認され、ロシア、アイスランド及びデン マークとの間でCLCSの審査に対する同意を得ていると報告されている。この 後、CLCSは勧告案を採択したが、勧告概要の中で、申請海域の一部に未画定 の境界画定があり、当該部分については関係国間で解決すべきとの認識が示さ れていることから、CLCSは当該海域を係争海域との認識を示したようにも捉 えることができる。但し、その上で、CLCSの勧告では、ノルウェーが申請し た大部分の海域について肯定的な勧告を行ったことにも留意する必要があるだ ろう。

フランスによる延長申請(申請番号8,2007年5月22日)においては、フラ ンス政府は申請概要にて、本申請海域であるフランス領ガイアナ海域が他国と のいかなる紛争の主題ともなっていないことを明示した。また、フランス政府 は、ニューカレドニア南部海域(Lovalty Ridge)については、この海域に関 する個々の延長申請が3ヶ国の大陸棚境界画定に関する問題に影響を与えない ことをCLCSに対し保証する旨、仏豪間及びフランス=ニュージーランド間で 口上書の交換を行っていることを明らかにした™。同申請に対しては、バヌア ツ, ニュージーランド及びスリナムの計3ヶ国の隣接国より自国見解が表明さ れた。ニュージーランド政府の見解は、フランス政府が申請概要で示している ようにこの申請は将来のフランス=ニュージーランド間の境界画定に影響を及 ぼさないこととなっているため、本申請に対するCLCSの審査及び勧告に異議 を申し立てないことを確認するものであった105。スリナム政府の見解は、本申

CLCS/54 of 27 April 2007, esp. pp.10-11, para.44.

Government of France, "The French Continental Shelf: Partial Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea in respect of the areas of French Guiana and New Caledonia, Part 1 Executive Summary, English Translation of the French Original" (2007), esp. p.4.

¹⁰⁵ Note: 08/07/11 UN/7/12/1 of 15 August 2007, esp. para.3.

請及びCLCSの勧告は本申請海域に対する将来のスリナムによる延長申請に影 響を及ぼさないことを確認するものであった¹º6。従って.ニュージーランド及 びスリナムの両国は、自国との大陸棚境界画定に影響を及ぼさない限りにおい てCLCSが勧告を行うことに同意していたと見ることができよう。これに対し、 バヌアツの見解は、一部の申請海域に含まれている領土(マシュー島及びハン ター島)がバヌアツ領であるとして抗議を行うものであった™。これを受け、 フランスは、全体委員会におけるプレゼンテーションにおいて、バヌアツより 抗議を受けた海域についてCLCSの審査対象から除外するよう表明を行った¹⁰⁸。 従って、この時点で初めて、同申請は、関係国の同意がある申請へと転換した ことになる。その後、CLCSは検討を継続し、最終的に、2009年9月2日、勧 告が採択されている109。

バルバドスによる延長申請(申請番号10,2008年5月8日)においては、バ ルバドス政府は申請概要にて、申請海域のうち南部海域にてガイアナ及びスリ ナムと, 北部海域にてフランスと延長大陸棚の重複可能性があることを示した。 そして、スリナム、ガイアナ及びフランスは個別に本申請に対する異議がない ことに同意している旨示した110。同申請に対しては、スリナム、トリニダー ド・トバゴ及びベネズエラの計3ヶ国の隣接国より自国見解が表明されている。 このうち、スリナム政府の見解は、本申請及びCLCSの勧告が、スリナムが将 来行う大西洋海域の大陸棚延長申請及びバルバドス申請概要で示された南部海 域での隣接国とスリナムの大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認する ものであった¹¹¹。また、ベネズエラ政府の見解は、ベネズエラ政府は国連海洋 法条約の非締約国であること、及び、CLCSの行為はベネズエラ及び大西洋側 隣接国との間の大陸棚境界画定問題に影響を及ぼさないことを確認するもので あった。その上で、バルバドスはCLCS手続規程に反しこの申請に関する隣接

Note No: 138/07 of 17 August 2007, esp. para.3.

Note of 11 July 2007, esp. para.2. CLCS/56 of 4 October 2007, esp. p.8, para.40.

CLCS/56 of 4 October 2007, esp. p.8, para.40.

CLCS/64 of 1 October 2009, esp. p.5, para.13.

Government of Barbados, "Continental Shelf Submission: Executive Summary" (2008), esp. p.4.

¹¹¹ Note No: 9509 of 6 August 2008, esp. para.4. CLCS/60 of 26 September 2008, esp. pp.6-7, para.25.

国たるベネズエラと協議を行っていない旨指摘した。その上で、ベネズエラ政 府は、本申請に対する異議申立及び見解を行う権利を含むあらゆる国際法上の 権利を留保する旨示した112。従って、これらを鑑みると、ベネズエラ政府が本 申請に関する同意を与えたと確認できる文書は確認できないとみることができ よう。更に、トリニダード・トバゴ政府の見解は、両国間の大陸棚境界画定に 関する常設仲裁裁判所(PCA)の判決の法的効果についてのバルバドスの主 張は受け入れられないことを表明するものであった。また、トリニダード・ト バゴとバルバドスの間には延長大陸棚の重複可能性があるため、本申請に異議 は唱えないが自国の延長申請に関するあらゆる権利を留保する旨示した。更に, 同申請に際して、手続規則に規定されている隣接国たる自国との協議は行われ ていないとの見解を表明し、両国間に係争海域が存在するとの認識を示した^{II3}。 この点を鑑みると、トリニダード・トバゴはバルバドスの申請に対して同意を 与えていないとも読み取ることができるが、口上書には、CLCSがバルバドス の申請自体を審査することに異議は唱えないとも記載している。これをトリニ ダード・トバゴの同意と読み取ることができるかどうかが鍵となろう。これに 対して、バルバドスは、全体委員会におけるプレゼンテーションの中で、トリ ニダード・トバゴが口上書の中でCLCSがバルバドスの申請を審査することに 異議は唱えないと述べたことを強調している¹¹⁴。これに対して、CLCSでは、 手続規則附属書の規定が遵守されていないとして一旦小委員会の設置が見送ら れたが15,バルバドスより申請概要に関するデータの改訂版が提出されたこと を受け、小委員会が設置され、その後、CLCSによる勧告が採択された¹¹⁶。 よって、この事例からは、隣接国による同意が明確でない場合、かつ、申請国 がその海域申請について審査除外を申し出ない場合、即ち、係争海域であると みなせる場合には、小委員会の設置について見送り審査を行わないという選択

¹¹² Note Ref. No.: 00766 of 9 September 2008, esp. paras.3-5.

¹¹³ Note No. 173 of 11 August 2008, esp. paras.3-6.

¹¹⁴ CLCS/60 of 26 September 2008, esp. pp.6–7, para.25.

Id. esp. p.7, para.27.

CLCS/66 of 30 April 2010, "Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission", *esp.* p.3, para.11.

肢を採りうるとの先例となりうるであろう。

おわりに

本稿では、向かい合うか隣接する国家間での大陸棚境界画定が存在する場合 あるいは領土紛争・海洋紛争が存在する場合の大陸棚延長申請について、とり わけ、CLCSが「係争海域」をどのように捉えているかについて考察を行った。 その結果、CLCSによる「係争海域」の認定にはブレがあるということが判 明した。即ち、各国の個別申請において、何らかの形で、隣接国が「自国の大 陸棚境界画定に影響を与えない限りでCLCSの勧告を行うことを確認する」と して同意を行っている場合、あるいは、共同申請の場合には前もって関係国の 同意があることから、これらの同意に従って、CLCSは勧告を行っているとみ なすことができる。また、一部の申請について隣接国が自国の管轄権海域に対 する申請であるとの主張を行っても、これを検討せず、係争海域との認識を示 していないものがあることが判明した。これとは逆に、本稿の検討対象ではな いが、既に拙稿にて指摘したように、本来、係争海域でない海域であるにも拘 わらず、あたかも係争海域であるかのように指摘する国家及びそれを取り上げ 検討しようとするCLCSの動きがあることも判明しているい。

さらに、これに関連し、隣接する国家を有する場合の大陸棚延長申請を行う 際に付随する問題が存在することがこれまでのCLCSの事例から判明している。 ここでは、とりわけ、次の三点を挙げることができよう。

第一に、CLCSの勧告が隣接する国家の大陸棚境界画定に影響を及ぼした場 合の国際法上の当該勧告の法的効果の問題である。これは、豪州による延長申 請(申請番号3)のケースが当てはまると言えよう。豪州の申請に対するCLCS の勧告後、同勧告に対してインドネシアは自国見解を述べる口上書を提出した。 この中で、インドネシア政府は、CLCS勧告の中で用いられたインドネシア= 豪州大陸棚境界画定条約に規定されているポイントについて、同条約に未批准 でありこのポイントは法的効果を持たない旨述べている118。これに対する豪州

[™] 長岡, 前掲注4, とりわけ, 37-38頁, 52頁, 参照。

Note No.074/POLII/0807/09 of 7 August 2009.

及びCLCSの見解は未だ見出すことはできないが、既に豪州は、CLCSの勧告 に基づき大陸棚限界を延長するための国内法を制定している。また. ニュー ジーランドによる延長申請(申請番号5)のケースにおいても、全体委員会に 対する勧告案の提出後、同勧告案に対する申請国のプレゼンテーションの発言 を契機として、初めて隣接国が申請海域に自国管轄権内にある海域が含まれて いることを表明した。しかし、CLCSはこれを検討せずそのまま勧告案を採択 している。このような場合、CLCSの勧告に基づいて制定した一方的行為たる 国内法制定は、国際法上いかなる法的効果をもたらすのであろうか。

第二に、隣接する国家間の境界画定を含む申請について一旦勧告が発出され た後、当該海域について再申請された場合の問題である。これは、バルバドス による延長申請(申請番号10及び10a)が当てはまる。同海域に対する再申請 は、本稿執筆の最終段階にあたる本(2011)年7月25日に行われたものであり、 まだ、他の隣接国からの応答も行われていないため、本稿では検討を行ってい ない。このような再申請に伴って何らかの法的問題が発生する可能性は否定で きず、この点について今後の動向を見守る必要があろう。

第三に、隣接する国家間の境界画定を含む申請についてCLCSが審査中であ る場合に当該問題を他の紛争解決機関に持込むことの可否、及び当該紛争解決 機関の判断のCLCSへの影響の問題である。これは、ミャンマーによる延長申 請(申請番号12)及びバングラデシュによる延長申請(申請番号55)における ベンガル湾の境界画定問題が当てはまる。両国は、2009年、この問題を国際海 洋法裁判所(ITLOS)に付託し現在も係属中である。このような場合、国連 海洋法条約グループ内の各機関の権限関係についても今後問題となろう。

では、このような問題が生じた場合、国際法上、いかなる解決を行うことが 可能であろうか。これに関し、一つの解決策として次のようなことを行いうる であろう。

国連海洋法条約上、海洋法に関する諸問題が生じた場合、各国家及び国連海 洋法条約グループに所属する各機関はITLOSに対して争訟事件及び勧告的手 続を求めることができるとされている。これを応用すると、CLCSの手続上生 じた問題についても、理論上、ITLOSの勧告的手続に持ち込むことができる 可能性があるということを指摘して本稿の締めくくりとする。

110 駿河台法学 第25巻第1号 (2011)

[附記] 本稿脱稿後の本(2011)年8月12日,ニューヨーク国連本部で開催されたSPLOS特別会合にてCLCS補欠選挙が実施され、浦辺徹郎東京大学大学院教授が当選した。また、本来、係争海域でない沖ノ鳥島に関する口上書が中華人民共和国及び大韓民国より提出されていることは既に述べた通りであるが、本(2011)年8月、両国よりこれに関する新たな口上書が提出されたことを附記する。

[謝辞] 本研究は、2009・2010・2011年度日本学術振興会科学研究費補助金(2009年度:若手研究(スタートアップ)、2010年度:研究活動スタート支援、2011年度:研究活動スタート支援(繰越)、課題番号21830162)の助成を受けたものである。